

池田・府市合同庁舎駐車場管理運営事業者募集要項

1. 募集の趣旨

大阪府（以下「府」という。）と池田市（以下「市」という。）では池田・府市合同庁舎駐車場のより効率的な利用の促進と利便性の向上及び混雑・渋滞緩和を図ることを目的とし、時間貸駐車場施設の運営ができる事業者の本駐車場の使用許可を行うため、公募を実施します。

2. 池田・府市合同庁舎の概要

(1) 名称

池田・府市合同庁舎

(2) 住所

大阪府池田市城南1丁目1番1号（阪急宝塚線「池田駅」下車徒歩2分）

(3) 池田・府市合同庁舎開庁時間

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分

土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁となります。

(4) 市の人口

102,734人（令和7年8月31日現在）

(5) 市の面積

22.14平方キロメートル

3. 使用許可物件

(1) 名称

池田・府市合同庁舎駐車場

(2) 所在地

大阪府池田市城南1丁目1番1号

(3) 使用場所

池田・府市合同庁舎地上駐車場

(4) 許可概要

使用可能台数 車88台（内2台は子育て応援車室）、バイク46台

使用許可面積 1,164.91㎡

（別紙1「池田・府市合同庁舎駐車場配置図」の色付き部分の面積）

(5) 最低使用料

6,848,400円（令和7年度）

4. 募集内容

(1) 業務名称

池田・府市合同庁舎駐車場管理運営業務

(2) 業務内容

「池田・府市合同庁舎駐車場管理運営事業者募集仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務場所

池田・府市合同庁舎駐車場

（別紙1「池田・府市合同庁舎駐車場配置図」参照）

(4) 駐車場使用形態

池田・府市合同庁舎駐車場管理運営事業者（以下「事業者」という。）は、池田・府市合同庁舎駐車場部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として1年度ごとの申請により5年間に限度に引き続

き使用することができます。

次年度の使用許可を希望しない場合は、使用許可終了日の４ヶ月前までにその旨を文書で府及び市へ提出すること。

(6) 使用料等

- ①市が設定する最低使用料以上の提案価格をもって使用料とします。提案価格は年額使用料を百円単位で記入してください。
- ②年額使用料は、事業者として決定した者が提案した価格とします。また、年度途中の開始の場合は月割り（１ヶ月未満の日がある場合は日割り）で計算します。
- ③提案価格が、毎年度大阪府公有財産規則及び池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則に従い算出した使用料を下回った場合は、同規則に基づき算出した金額を使用料として支払っていただきます。
- ④使用料は、府及び市の発行する納入通知書により、府及び市がそれぞれ指定する期限までに一括して納付していただきます。その他、電気使用料についても事業者の負担とし、別途市が指定する金額を納付期限までに納付していただきます。
- ⑤その他必要経費等について、設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は事業者の負担とします。

5. 応募資格

次の各号に定める内容を全て満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 国税・府税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (3) 過去３年以内の事業について、本事業と同程度（車８８台）以上の官公庁の来庁者駐車場管理運営業務の実績があること。
- (4) 応募書類の提出日において、大阪府入札参加停止要綱及び池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
同条第２項の各号の一に該当する事実がある場合は、その事実から２年間を経過していること。
- (8) 市が実施した公募において、入札後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年間を経過しない者でないこと。
- (9) 法人等にあつては、役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年間を経過しない者がいないこと。

6. 選定スケジュール

公募開始	令和７年１０月１５日（水）
質疑書の受付締切	令和７年１０月３１日（金）
質疑書に対する回答	令和７年１１月 ７日（金）
申込書等の提出締切	令和７年１１月１４日（金）
選定	令和７年１１月末～１２月上旬

選定結果発表	令和7年12月15日（月）（予定）
使用許可申請等提出締切	令和8年1月30日（金）
事業開始	令和8年4月1日（水）

7. 申込み方法等

（１）申込受付期間

令和7年10月15日（水）～令和7年11月14日（金）必着

（２）申込受付場所

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 中2階 総務部総務課

（３）申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 事業概要関係書類
 - I：会社概要（事業実績が分かるもの）
 - II：直近の貸借対照表
 - III：損益計算書及び余剰金処分計算書
- ④ 印鑑証明書（原本）

法人については代表者印鑑証明書
- ⑤ 法人登記簿謄本（原本。法人のみ）
- ⑥ 現在事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内のものに限ります。法人のみ）
- ⑦ 国税及び府税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書）及び市税（法人・個人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の納税証明書の写し
- ⑧ 委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出して下さい）
- ⑨ 提案書（様式3-1、3-2）
- ⑩ レイアウト図（現状と変更する場合のみ提出。A3横書きで縮尺、方角、駐車台数、占有面積を記載）

※①、③、⑨、⑩は原本1部、複写5部を、その他は1部ずつ提出してください。

（４）申込の手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を提出先まで郵送してください。

申込受付期間を過ぎて到着したものは一切受け付けません。

（持参、電話、ファクス、電子メールによる受付は行いません）

（５）注意事項

- ・提出された書類は一切返却しません。提出した一切の関係書類の書き換え、引き換え、又は撤回はできません。また、著作権は応募者に属することとしますが、事業者を選定された場合は、府及び市がその一部または全部を無償で利用できるものとします。
- ・参加表明書類に記載された個人情報、事業者の選定、審査その他手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
- ・府及び市は、事務の遂行上必要な範囲において、参加表明書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承認を得て、参加表明書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。
- ・提出された書類は、必要に応じて公開される場合があります。経営ノウハウに関するもの等で公開されたくない場合は、その旨明記ください。

8. 質疑書の提出

（１）受付期間

令和7年10月31日（金）17：00まで

（2）質疑書受付場所

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 中2階 総務部総務課

（3）質疑書の提出方法

質疑書（様式4）によりファクス又は電子メールにより問合せ先まで提出してください（送信後に確認連絡の電話をしてください）

（4）回答方法

質問の回答は、令和7年11月7日（金）に池田市ホームページに掲載予定です。

9. 提案書（様式3-1、3-2）について

各項目に対する提案（提案が必要ないと考える場合はその考え等）を記入してください。

「事業実績」には、官公庁の来庁者駐車場管理運営業務の実績（自治体名、台数、事業期間）も記入してください。

「前面道路・歩道の渋滞緩和・安全対策」には、どこの精算機等をどこに設置するか（設置済のものも含む）も記入してください。

10. 審査及び選定について

（1）審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

①応募資格審査

申請書類を受理した全ての方を対象として、本要項「5. 応募資格」及び「7. 申込み方法等」の「（3）申込みに必要な書類」に適合しているかについて事前審査を行い、応募の要件に適合しないと判断された応募者は失格となります。

②選定委員会の設置

「池田・府市合同庁舎駐車場管理運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、応募者の提出書類を審査します。

③選定審査

ア 委員会は、①の応募資格審査の結果、選定対象とされた応募者の提出書類を審査します。

イ 選定基準【100点満点】

①事業実績【20点】

②提案価格【30点】

③事業の安定性・事業の実施体制【20点】

④前面道路・歩道の渋滞緩和・安全対策【10点】

⑤利便性の向上・その他運営改善【10点】

⑥故障・苦情・事故等の緊急時対応【10点】

④選定結果の通知

選定結果は、対象応募者全員に文書で通知します。なお、他の者に係る選定の結果や自ら又は他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じません。

⑤選定結果の公表

選定結果の公表は令和7年12月15日（月）（予定）までに市のホームページで行います。

11. 決定後の提出書類

○池田市に提出

・行政財産使用許可申請書・許可場所図面

○大阪府に提出

・行政財産使用許可申請書・許可場所図面・大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書

- ・ 印鑑証明書・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）・住民票（個人のみ）
 - ・ 委任状（必要な場合）
- 併せて「５．応募資格」（１）を証明する税の証明書（納税証明書等：いずれも発行から３か月以内のものに限る）を提出してください。

１２．事業者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、事業者として決定を取り消します。

- （１）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- （２）事業者が応募者資格を満たしていないことが判明した場合
- （３）提案書類等に虚偽の記載があった場合
- （４）事業者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合
- （５）著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が事業者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合
- （６）事業者が応募者資格を失った場合

１３．その他

- （１）応募者は、この募集要項及び仕様書を熟読してください。
- （２）使用許可申請書を受け取られたのち、府と市が発行する納入通知書で当該年度分の使用料を納期限までに納付してください（次年度以降も引き続き使用する場合も同様です）。
- （３）機器の VA（ボルトアンペア）や W（ワット）数に応じて積算した電気使用料を市に納付いただきます。ただし、機器の VA や W 数による電気使用料の積算が困難な場合は、協議により電気使用料の積算方法を決定します。

【問合せ・提出先】

住所：〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 中2階 総務部総務課 電話：072-754-6220(直通) FAX：072-752-7616 Eメール：somu@city.ikeda.osaka.jp
--